

研究所報

No. 5

1982. 11. 1

目次	研究所の現状に思う	1
	日本近代化過程における	
	真宗教団	2~4
	昭和57年度「一般研究」	
	研究内容報告(三)	5~6
	客員研究員の紹介	6
昭和58年度「一般研究」		
応募要領	7~8	

研究所の現状に思う

大谷大学教授 福島光哉

本研究所が発足して1年数ヶ月を経過した。研究所設立の前後、さまざまな期待と不安を抱いていた頃を思えば、とにかく研究所は動き出し、ようやく実質的な活動期に入ったといえよう。

今年度は指定・一般を問わず、共同研究の形態をとっているプロジェクトが多いためか、所内はかなり活況を呈している。たとえば2階の「指定研究」部門では、いずれも資料収集やその整理、さらには索引の作成などに、日夜携わっている若い研究者達の熱気が漲り、着々と成果をあげている模様である。その点、いわゆる研究員の方が研究方法や研究姿勢の確立へ向けて、いささかとまどいとためらいを覚えながらの牛一歩であるのと比して対照的である、といつてよかろう。いずれにしろ、この地味ではあるが着実な研究活動は、今後も研究所の底辺を支えてゆく重要な役割を果たす作業であることに間違いはない。

さて以上のような歩みの中で、私も参加している2つの特定研究について、いささか感想を述べてみよう。特定研究は、いずれも学長が代表者となっていることから明らかなように、大谷大学における諸研究の中でも、とくに強い独自性と開放性を荷負うプロジェクトであり、そのような性格を常に意識しつつ「真宗総合」の名と実を、積極的に公開してゆく責任をもっていると思われる。事実、「真宗総合研究」のプロジェクトは、早くからこの問題に直面し、数年間“真宗総合”という、全く新しい研究方法と研究姿勢とをめぐって、研究員相互の間に激論がたゞかわされて来た。そしてその中から、研究員の個別的な研究

業績についていろいろな角度から吟味を繰り返し、「近代における真宗の展開」という大きなテーマの下に、1つの結実を生み出せる曙光がほの見えて来たといつていい。ここに至るまでには「各人は全面的に自己否定を行じ、そのことによってあらためて全体をうけとりなおす」(研究所報No2 訓覇暉雄『真宗総合雑感』)という苦しい営みが、顕在化しないまでも研究員の意識の底流となつて、研究を支えて来たことは重要である。

「海外仏教研究」は発足してからようやく半年になったばかりであるが、今日までのところは専ら研究補助員の努力が目立つ。このプロジェクトは発足当初より、零からの出発を志したものであった。それだけに、研究の緒口を見つけるまでかなり難澁したが、この研究を推進するための基礎作業として、海外の研究著書や論文をリストアップするという、きわめて地味な仕事から始めた。そしてすでにかなり多くの項目別カードを作成し、いよいよこれらの詳細な吟味に入ろうとしている。この研究プロジェクトの究極目標は、トータルな意味で大谷大学の真宗学がもつべき世界性、普遍性を点検し、具体的なレベルで、真宗学を世界に開放してゆく窓口になることである、と私は考えている。したがって、言語や文化の相違から生ずる諸問題を通して、現在の真宗学に対して深刻な新しい課題を提起することになるかも知れない。しかし外国の異質な研究スタイルと真の学問的交流を目指す以上、あらゆる苦難をのり越えるだけの勇気は、是非とも確保しておかねばならない。

『真宗総合研究』
研究会報告

日本近代化過程における真宗教団

龍谷大学 福島 寛隆
文学部助教授

日時 昭和57年7月8日(木)

場所 研究所会議室

—

時間の許す範囲で、与えられたテーマにそくして二三のことを問題提起的に申し述べてみたい。

まず最初に近代の仏教を解明する上で無視できない前代の排仏論とそれへの対応としての護法論を取り上げよう。周知のように、近世後期に入ると、多くの思想家がそれぞれの立場から激しい仏教批判、排仏論を展開するが、それは当然、この時期の仏教教団のありようと深くかかわっていた。時代が下るに従って激しさをましていったこの排仏論は、これまでその論点や拠って立つ立場等にもとづき、たとえば儒学的、国学的、あるいは経世論的、合理主義的等々といった具合に分類されてきた。これらさまざまな排仏論に共通して指摘できるのは（安藤昌益のばあいのごとき例外はあるが）、その体制的性格ということではないかと考えられる。仏教を批判・排撃した思想家は支配の側に立ち、支配体制の動揺と分ちがたく仏教が取り上げられていた。幕藩制成立期のもも含めて、排仏論は一貫して〈支配—被支配〉関係に基本的に規定される時々の情況に深くかかわるものであった。そのことは、仏教が〈支配—被支配〉関係のなかで、民衆支配の観点から有用性において評価されてきたことを意味する。仏教が幕藩制下で国教的扱いを受けてきたのは、その有用性が承認された結果に外ならなかったものであり、また幕末に至って盛行する排仏論はその裏返しにすぎなかった。すなわち、多くの体制側イデオログによって仏教は民衆支配に有用でない判断され、支配体制の補完物たりえないと考えられるに至ったが故に、激しく批判・排撃されたのであった。

支配機構が修復できないまでに綻び、体制の矛盾が激化してくると、民衆は一揆で立ち上る。一揆の件数は幕末に近づくほど増加していくし、規模も大きくなり、当然その性格も変って、ついには「世直し」を求めるに至る。かかる情況下、排仏の矛先が主に民衆の信仰にその基盤をおく真宗・日蓮宗に向けられるのは、けだし当然であった。支配の重圧をはねのけ、その間隙をぬって立ち

上る民衆に、従来のイデオロギー装置は効果的に機能しえなかったのである。支配側の期待にそいえず、そのイデオログによって排撃の対象とされることになった真宗の問題性は、もちろん民衆教化の実をあげえず、彼らの立ち上りを許してしまった点にあるのではなく、立ち上る民衆に平等と自立の原理を、その内面的根拠を提供できなかった点にこそあるといわねばならないであろう。

それまでのイデオロギー装置の無効がいよいよ明らかになってくるという情況のもと、支配イデオロギーの主座をねらう国学—復古神道が、ストレートに新たな支配思想の構築を旨とするよりは、むしろ民衆の従属を確保する論理の創出に重点をおいて登場する。その代表的存在である平田篤胤は、民衆の宗教性に着目し、それを組み込んだ、より根底からの従属の論理を編み出した。それは民衆教化を前提していたのであるが、篤胤は師の本居宣長の儒教批判のあとをうけて、新たな規範＝従属の論理の創出につとめ、他方では民衆をとらえている仏教、なかんずく真宗と日蓮宗とを「神敵二宗」として罵倒した。体制の倒壊を鋭敏に感じ取る支配イデオログからみれば、仏教の普遍宗教性が、一向一揆や法華一揆の思い出とともに、許しがたいものとされた。仏教のいわば潜在的な非体制的本質に被害妄想的ながらも気づいた排仏論者の方が、仏教の有用性を相もかわらず強調して排仏論に対抗しようとした当代の仏教徒よりも、仏教をよく知っていたことになろう（同様のことは、専修念仏の弾圧者と、その弾圧を必然性において理解することのできない後世の学者たちとの間にも見ることができる）。

排仏論に対して仏教徒の行なった反論が護法論であるが、その全貌はいまだ分らず、恐らくは夥しい数にのぼると思われる。この護法論がいかなる性格のものであったか、近代の仏教の方向を規定するものであるだけに、入念に分析されなければならないが、ごく大雑把にいえば、民衆支配の観点からする利用論・排仏論と等質のもの、すなわち同じ観点からする有用性の主張に終始する

ものであった。幕末のこのような護法論の主な担い手は真宗の学匠であったが、彼らは自己の原点ともいべき親鸞が訣別した国家仏教の伝統に立って論陣を張ったし、真宗の歴史のなかから、いわば反親鸞のものを担き出して応戦につとめた。そしてついには、そのような立場から親鸞とその宗教とを解釈していった。近代真宗教学の基本的枠組みとなる真俗二諦説とは、そのようなものとして、正統的な位置を占めるようになるのである(いうまでもなく、「二諦」的信仰理解の源流は本願寺教団の草創期にまで溯りうる)。「往生浄土」に信仰を封じ込め、同時にそれとは異質な体制的道德の受容を説くこの「二諦」の枠組みは、時代が下り、西欧の近代的学問が受容されるにつれて多少視野をひろげ、「信仰と倫理」の問題として考えられるようにはなるが、基本的には清算されることなく今日まで持ち越されているように思われる。近代教学の樹立者などと呼ばれる人のばあいもその例外者たりえないこと、いうまでもない。

二

真宗あるいはその教団は、日本の近代化にいかなる役割を果たしたか。結論的にいえば、実際にあった、現実に行われた近代化に大きな貢献をしたということになる。実際にあった、現実に行われた近代化とは、天皇制国家が主導した近代化に外ならないのであるが、その近代化に寄与すること大であったということは、それゆえ真宗とその教団にとって重大な問題でなければならないであろう。

ことさら述べるまでもなく、思想とか宗教とかは、つねに具体的状況のなかで、それとの関りにおいて考察されなければならないのであるが、そのばあい、その状況を基本的に規定するのは、近代のみならず近代においても<支配—被支配>関係である。この<支配—被支配>関係をそのようなものとせず、他の何かが状況を決定する要因であるかのように考えるならば、そこから導き出される見解は体制的なものとなることを避けられないであろう。近代の真宗にとっての状況は、「近代」という抽象的なものではなく、天皇制国家(支配)なのであり、その成立・確立・展開のそれぞれの段階でなければならないであろう。日本近代のさまざまな段階の状況から天皇制下の<支配—被支配>の契機を抜き去り、科学(技術)の発達、合理主義のあらゆる領域への浸透といったこととの関りにおいて真宗をみていこうとする研究は意外と多いようである(そこでは、合理主義・科学の限界を明確にして非合理的世界の確認、その意味づけ等をもって近代的信仰の確立とされるが、そのような信仰が体制的に確立した近代天皇制下における従属の論理の近代版にすぎないことは、清沢満之のばあいが典型的に示すとおりである)。このような視角よりする近代真宗論は、結局のところ、天皇制国家に従属し、それへの奉仕

に己れの存在理由をおいた近代の真宗教団とその信仰の実態に目をつぶろうとするものに外ならないであろう。

天皇制国家の樹立にむけてスタートを切った日本の近代は、民衆をどれだけ解放したであろうか。中央集権体制や資本主義の確立において、その他諸々の領域において目ざましい成果をあげたが、それらは前代にまさる民衆の収奪と抑圧の上に達成されたのではなかったであろうか。明治の早い時点で福沢諭吉が予言的に述べたように、日本の「民」は政府に「心」を奪われ、国家を「神の如く」「拝む」ようになる。やがて「一木一草に天皇制がある」といわれる事態が現出する。

民衆のあらゆる領域に踏み込み、内面の最深部まで徹底的に収奪した天皇制国家による支配のかわりに、科学や合理主義をもって日本近代を見ようとする見方が体制的であり、事態の中核に迫りえないものであることは、これ以上説明を要しないであろう。だが、一方で、仏教—真宗が近代の出発点において、最大の敵対者を天皇制国家にではなく、キリスト教や科学・合理主義に見たことは否定できない。しかし、だからといって、近代における仏教—真宗の最大の敵対者がそうであったということにならないことも確かである。明治の、というより、かなり後までの仏教徒がそのように思い込んでいたことの問題性がいまだ本格的に問われていないのであり、そのことは近代の仏教に関する研究が依然として天皇制のなかに埋没したままであることを意味しよう。

祭政一致体制の採用を宣言し、神道の国教化を強行していった天皇制国家は、仏教の廃毀を企てた。廃仏毀釈を宗教改革の日本的形態とする見解があるが、これは論外であろう。それは神道の国教化と不可分のもので、天皇制国家の宗教弾圧として理解されねばならないものである。そもそもの最初から民族宗教的に受容され、神祇信仰と等質であった仏教の大勢のなかから、仏教の本来性=普遍宗教性を回復するという実質をもって成立したにもかかわらず、いまやそのような実質から遠く離れてしまった真宗にとっては、神道と結合した天皇制国家によって廃毀の対象とされたことは、光栄とされねばならなかった。当時も、その後も、真宗がその実質を保持するならば弾圧は避けられないという認識も、そしてまた、現実の真宗が著しく神道化してしまっているという自己認識もなかった。教団の指導者たちは、それゆえ、己れを親鸞の宗教の忠実な体現者とし、幕末以来の護法論の延長上で、それまでの体制への奉仕の実績をひき上げて、仏教の有用性を説き採用を訴えつづけた。その無原則な迎合と卑屈な態度は、門徒農民に対したばあいの傲慢さと一体のもので、真宗信仰の変質を証するものであった。

明治五年、排仏政策の転換を求める真宗の要請で教部省が設置され、にもかかわらず、それまで以上の徹底した排仏が強行されはじめた時点で、東西本願寺を中心と

する真宗四派は、教部省に対して政策の是正を求めた。大教院分離・教導職廃止の運動がそれであるが、その運動と成果はいかなるものであったか。このような運動が可能としたのは基本的には教団を支える門徒農民の信仰であったが、この運動の質を決定したのも、やはり彼らの信仰であった。真宗はその要求のほとんど全てを認めさせることによって、天皇制国家に完敗するのである。この運動とその結果とに関して、二つのことを提出しておきたい。

一つは、真宗のこの運動を信教の自由、政教の分離という近代的理論をもって終始指導的に担った島地黙雷が、真宗を日本で唯一の「人民の宗旨」とし、真の宗教には「抵抗力」がなければならぬと述べたこと、換言すれば、真宗の変質の長い道程をたび越して、彼が親鸞への伝統に立とうとしたことである。真宗を国家や権力のためのものではなく、「人民」のためのものとし、それが「抵抗力」のあるものだとする島地の示唆は、その後継承され深められることはなかったが、敗戦後の親鸞研究、主に歴史家によるそれによって結実することになる。(だが、真宗教学はその成果を踏えようとはせず、現実の信仰は旧態依然たるものである)。

いま一つは、この運動の道程で、国家神道の前提となる神道非宗教論が真宗の側から主張されたことにかかわる。真宗には、神道を仏教とは同列にはおけない、きわめて低俗なものとする認識があったのであり、「宗教というに値しない」ほど原始的で低俗な神道は、ただに真宗の受け容れがたいものであるというにとどまらず、その強制は政府がすすめている文明開化政策に逆行し、ひいては「皇室の患」をなすものであると主張された。真宗の神道否認が全面的なものであるならば、神道が天皇制国家の正統性主張の根拠となり、その精神的支柱となっただけに、必然的に天皇制国家と全面的に対決せざるをえない。だが、いうまでもなく、現実の真宗は神道をトータルに否認する立場をもちあわせていなかったし、実際に行われた立張も「朝政」を真の神道として全面的に受け容れ、「宗教」としての神道を認められないとするものであった。真宗のこのような主張によって神道は本当に非宗教化するかといえば、もちろん否という外ない。神道化してしまっている真宗と衝突しない範囲に神道を押し込めておくというのが、「宗教」としての神道の否認という真宗の主張の内実であるが、そのことの問題性のほかに、真宗のこの主張は新たな「迷信」、木下尚江が現代における最大の迷信とした国家崇拜を真宗のなかに生み出すこととなる。神道の国教化を強行して目ざしたものがこそ国家(現実には天皇制国家)の絶対性の確立であったのであるが、神道の国教化に反対したにもかかわらず、真宗はその運動を通して、神道に拠るものとさして異なることのない国家崇拜を生み出すことと

なったのである。

三

このようにして、真宗は教団の存亡をかけてたたい、その要求のほとんど全てを認めさせることによって、神道と結合した天皇制国家からの解放とは逆に、それへの従属を実現したのである。真宗教団は国家神道体制に組み込まれ、そのもとでの最有力教団として民衆に従属の論理としての信仰を調達しつづけることになるのである。

明治八年十一月、真宗の行なった運動の総決算ともいうべき「信教の自由保障の口達」は、こう述べている。「抑政府より神仏各宗共信教の自由を保護して之を暢達せしむる以上は、乃之をして行政上の裨益なるも妨害たらしめず、以て保護の終始を完全する、是れ政府の教法家に対する所以にして、而して其教法家は信教の自由を得て行政上の保護を受くる以上は、能く朝旨の所在を認め、豈に政治の妨害とならざるに注意するのみならず、務て此人民を善誘し治化を翼賛するに至るべき、是れ教法家の政府に報ずる所以の義務と謂ふべし」。ここに保障される「信教の自由」が、国家の権力行使に制限を加え、人間の尊厳を具体化すべく保障される近代憲法の信教の自由と無縁であることはいうまでもない。この「口達」の内容はそのまま明治二十二年に発布された帝国憲法に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」(第二八条)という抽象化された表現で盛り込まれて固定化され、国家神道の教義的役割を果たした教育勅語が翌二十三年に出される。天皇制国家体制は不動のものとなり、仏教—真宗はその下で発言力を増していったようであるが、それがいかなる方向で、どのような役割を担っていくか、あらためて述べるまでもなく明らかであろう。仏教の近代化のみならず日本の近代化の上でも大きい意義をもつ運動と評価されて新仏教運動、精神主義運動ともに、少し立ち入って検討を加えるならば、国家神道—教育勅語体制の枠内のものであったことが容易に知られるであろう。さらに時代が下ってファシズム期にいたると、真宗の果たした役割は国家神道以上に国家神道的となる。近代天皇制下の真宗の余儀なくされた問題性は、敗戦後それが清算されなかったことによって、さらに深くなったといえよう。

(新仏教運動については、その「綱領」に即して検討を加えた拙稿「新仏教」運動とその立場について)(『新仏教』論説集中巻所収)を、精神主義運動については清沢満之の信仰とその歴史的立場について考察した「精神主義の歴史的 성격」(『日本仏教』第五一・五二合併号)か「清沢満之の信仰とその歴史的 성격」(『伝道院紀要』二四)を参照されたい。)

＜一般研究＞

昭和57年度「一般研究」研究内容報告（その三）

＜個人研究＞

Abhidharmasamuccaya
および周辺文献の用語研究

研究員 櫻 部 建
本学教授 (仏教学)

初期瑜伽行派の思想を伝えるアサンガの諸著作の中で、*Abhidharmasamuccaya* (AS) は、説一切有部のアビダルマ論書によって形成された仏教の世界観を継承した上で、それを唯識思想に基づいて再構成しつつ、さらにそのアビダルマの諸概念に対して、唯識思想の立場より明確な定義を与えるという特異な著作である。しかも全体の約三分の一とはいえ、アサンガの著作の中で、原典の回収されている唯一のものである。さらに彼の主著である『撰大乘論 (**Mahāyanasamgraha*)』、および初期瑜伽行派の基本的典籍である『瑜伽師地論 (*Yogacarabhūmi*)』(アサンガがその編集に関係したと言われる)との間に、数多くの共通のバツページを有しており、いまだ原典の発見されていない『撰大乘論』等の諸文献を研究する場合にも是非とも注意せねばならぬものである。

さてこの AS を研究するにあたっての関連文献は以下の如くである。

- (A) AS, アサンガの本論。上述の如く約三分の一の原典が V.V.Gokhale によって回収されている。P.Pradhan はこれに欠ける部分を主として漢訳を基にして補い、出版しているが、その補足部分はあくまで Pradhan の想像の産物にすぎず、その資料的価値には疑問が残る。他に、漢訳『大乘阿毘達磨集論』およびチベット語訳として現存。
- (B) *AS-Bhāṣya*, AS に対する注釈で、梵文原典 (N. Tatia によって出版)、およびチベット語訳として現存。チベット語訳ではジナプトラ造とされる。梵文には著者名を欠く。AS 梵文欠如部分を多数引用し、AS 研究に最も重要な資料を提供する。
- (C) *AS-Vyakhya*, チベット語訳および漢訳『大乘阿毘達磨集論』としてのみ現存。基本的には、上記(A)(B)を編集し、一書としたもの。漢訳ではスティラマティの編集とされる。従って、この *AS-Vyakhya* 中より注釈部分を抜き出せば、上記(B)に一致するかといえ、必ずしもそうではなく、そこにはスティラマティによる新たな注釈の書き込みが認められる。

本研究の目的は、AS を上記の注釈文献とともに諸訳対照の上で解読しつつ、AS 全体にわたって、各資料を比較して梵文散逸部分の復元につとめ、唯識思想を通してのアビダルマの諸概念を解明することにある。そして、それは一方では、他の初期瑜伽行派の文献を研究する上での基礎的知識を蓄積することでもある。従って本研究においては、AS の解読と平行して、解読の終了した部分については、語彙をカードに収集し、最終的には注釈文献をも含めた AS 全体にわたる梵蔵漢対照の索引を作成する予定である。しかし、本研究においては、あくまで AS の解読がその主要なものであって、索引作成は、その結果にすぎない。

現在、この研究目的に沿って、定期的に研究員・研究補助員が集って、上記(A)(B)(C)に含まれる梵文原典・漢訳・チベット語訳を対照させたテキストを作成し、梵文については校訂者の誤りを補足し、チベット語訳・漢訳については各版の異同を考慮しつつ順次解読が進行中である。

AS の構成は、大きく二つの部分に分けられている。つまり、その第一部では、アビダルマの諸概念に定義 (*lakṣaṇa*) を与え、第二部では、その定義された諸概念を唯識思想の立場より分類し、確認 (*vinīścaya*) するという構成がとられている。この AS 全体の分量は相当なものであり、本年度中にすべての作業を終了することは不可能であるが、この第一部に相当する箇所 (漢訳「本地分」に該当、量的には AS 全体の約三分の一) については、本年度中にテキスト作成、および解読が終了するものと思われる。(研究補助員・松田和信記)

＜個人研究＞

滋賀における葬送・墓碑形態の
社会生態学的研究

研究員 志 水 宏 行
本学助教授 (社会学)

葬制や墓制のあり方に関心を持つようになったのは、ごく最近のことである。きっかけは、昭和52年の晩秋、宗教と村落構造の関連性を把握するために訪問した滋賀県高島郡安曇川町横江部落との出会いであった。横江は、安曇川デルタの平坦部に位置する総戸数40世帯からなるまとまりある小集落で、村人は村内外に所在する宗教的資源を結節点として、非常に多岐かつ多様な宗教生活を

営んでいた。なかでも、そこにみられる埋葬方法や墓碑形態は特異なものであり、人間を媒介とする宗教と社会の相互制約性を現実に即して究明するためには、かかる領域を社会学的な視点から調査研究することが有効であると思われた。事実、村の全構成員を宗派の別にかかわらず、同一の墓所に家単位ではなく一人の村人として死者の順に埋葬するという伝統の様式は、村人をして、いくら威張っても五一丁(墓地の地名)では皆同じなのだという平等的かつ実存的な世界観をつくりあげ、固有な村の性格形成に寄与していた。また、この共同の埋葬地は、葬礼の翌日以降ほとんど顧みられることはなく、従って、この地方における一般的墓制が両墓制であるにもかかわらず、天台宗の檀家は詣り墓のみの単墓制を、浄土真宗の檀家は埋め墓も詣り墓も持たない無墓制をとっていた。このように特徴的な墓制を確立し、維持継続させてきた要因は何であろうか。周辺の村々と比較しながら考え得たのは、墓制の確立には村人の内奥に共有されている文化体系が、維持継続にはそれに加えて村の共同性連帯性の強弱が深くかかっているということであった。現実には、近代化の波のもと、「ムラ」という枠が弛緩し「イエ」という枠が独立しつつある村では、総じて共同墓地のあり方が変化し造墓への傾向が顕著に見られるのである。

ところで幸運なことに、翌々年出向いた犬上郡多賀町大君ヶ畑においても、偶然、同様の墓制と遭遇することとなった。大君ヶ畑は、琵琶湖の東岸にそびえる鈴鹿山系をぬって西流する犬上川の支流、いわゆる北谷川の水源地に位置する山間部の一集落であるが、村人は木地師の祖先、惟喬親王にまつわる伝承を今も伝え、高貴な身分の親王さまの墓さえないのに下じもの身で墓などもっ

てのほかであるといつて墓を建立しない。火葬にふされた遺骨は3年間各家庭の御内仏で祀られたのち、願寺(真宗大谷派1、本願寺派1)を通して東大谷、西大谷に納められ、あとは位牌だけが礼拝の対象となる。自己完結的な固定的な小社会として、伝統的な秩序や旧来の習慣を保持しながら同質的な共同生活を営んでいる大君ヶ畑の村の構造が、このような墓制のあり方を伝統的に支えてきたのである。

このように2つの村は、湖西と湖東、農村と山村、土葬と火葬という相違はあるものの、同じく無墓制という特異な墓制を確立させ今日まで受け継いできている。さらに滋賀県を概観すれば、日野町鎌掛や能登川町伊庭(訪問調査)、近江八幡市南津田(『南津田』1965)や今津町天増川、米原町榑ヶ畑(『近畿の葬制・墓制』1979)にもかかる形態は見受けられる。しかし、昭和45年を起点とする人口の増加傾向に示されるごとく急激な都市化(昭和50年から55年にかけての増加率は9.5%で全国第4位)は、当該地域の葬送や墓制のあり方にも多大の影響を及ぼし、崩壊、弛緩、変容を余儀なくしている。けれども、かかる過渡的な状況はその本質考究にむけて何かを把握しうる可能性を秘めた恰好の場でもある。従って本研究では、無墓制の文化型を考察するための予備的作業として、県下全域にわたる葬送・墓碑形態の分布図作成を意図した。ちなみに、昭和57年4月1日現在、307,702世帯、1,101,798人が7市43町の1946大字に居を構え、4901(うち真宗1598)の諸寺院・教会に所属している。また、墓地は4421ヶ所、火葬場は175ヶ所(現在使用中86)で、昭和56年度における埋葬は2744件、火葬は5398件である。100%土葬は朽木村、100%火葬は米原町、近江町にみられる。

〈客員研究員〉

ポール・スワンソン(ウィスコンシン大学・本学研修員)

「天台智顛における円融三諦の研究」

米国ウィスコンシン大学からの本学研修員であるポール・スワンソン(Paul Swanson)氏(同大学博士課程修了)を、10月1日をもって本研究所は、客員研究員として迎えることとなった。前客員研究員のウィリアム・カーツ氏は、「涅槃經における一闍提の研究」のテーマによる研究を修了し、10月2日に帰米した。その後を受けて来学したのである。

スワンソン氏は東京に生まれ18才まで日本に滞在したため、流暢な日本語を話す。ミネソタ州のベセル大学で西洋哲学を専攻後再び来日し、上智大学で修士号を取得、引き続き東京大学の研究生としてインド哲学科の田村芳朗、宗教学科の柳川啓一両教授のもとで2年間研究に従事した。1979年以後はウィスコンシン大学で仏教学を専攻すると共に日本文学も勉強した。そして、熊野修験道についての研究成果を“Shugendo and the Kumano-Yoshino Pilgrimage”として上智大学出版の『モニュメント・ニッポニカ』(1981・spring号)に発表している。

スワンソン氏の本研究所での研究目的は、福島光哉教授のもとで天台仏教に関する資料を収集し、それをもとに天台特有の円融三諦思想をテーマとした博士論文を完成させることである。米国でのこの方向の顕著な研究はLeon Hurvitzと、彼の教えを受け本学にも来たNeal Donner等を見るぐらいである。1年間という短い期間ではあるが、本研究所での研究を通じて、スワンソン氏が欧米諸国に仏教の思想を広める手掛かりを得ることを期待する。

大谷大学真宗総合研究所

昭和58年度「一般研究」応募要領

1. 趣 旨
大谷大学真宗総合研究所の設立の趣旨に則り、本学における学問諸分野の学術の振興に寄与し、また本学の研究・教育の目的完遂を期する研究事業に対して、研究所施設利用の便宜を与え、および研究費の補助を行うものである。
2. 募集の対象となる研究
 - (A) 共同研究 [以下、(A)、(B)と表記]
 - (B) 個人研究
3. 応募の資格と研究の組織
 - (A) 共同研究は、本学の教授、助教授、専任講師のうち、二人以上をもって構成し、嘱託研究員を加えることができる。
 - (B) 個人研究は、本学の教授、助教授、専任講師による。ただし、協力者として嘱託研究員を加えることができる。
4. 同一人が(A)の代表者、(B)の応募者を通じて、複数の応募をすることを認めないものとする。
5. (A)、(B)共に研究補助員を加えることができる。
6. 研究期間 1年以内(昭和58年4月より昭和59年3月までの間)
7. 選考の方法
選考は、提出された研究計画申請書に基づいて、研究所委員会が行う。場合によっては参考資料の提出を求め、また必要な調整を行うこともある。
8. 選考に際して、次の条件のいずれかに該当する場合は優先される。
 - (1) 各学科における授業担当時間数の調整により、研究に専念し得る場合。
 - (2) 一定期間に研究作業を集中的に行う必要がある場合。
 - (3) 文部省科学研究費補助金および、これに準ずる研究費等を受けて研究に従事する場合。
但し、文部省科学研究費の場合、それへの応募の段階で当研究への申請をすることができ、文部省からの内定通知の時点で、当研究の最終的な認定を受けるものとする。
9. 昭和58年度における研究費補助額
 - (A) 1件につき、100万円を限度とする。
 - (B) 1件につき、50万円を限度とする。
但し、他から補助を受けている場合、研究所施設の利用ができる。その場合、原則として研究費補助の対象にはならない。
10. 研究費補助の対象となる経費
 - (1) 人件費(嘱託研究員・研究補助員・アルバイトに支払う分)

- (2) 教育研究経費
 消耗品・用品費・通信費・旅費交通費・印刷製本費・会議費・支払手数料・委託費・雑費等
- (3) 設備関係(図書のみ)
11. 申請期日および決定通知
 所定の研究計画申請書を昭和57年11月10日迄に研究所へ提出する。決定通知は11月20日頃迄に研究所長より(A)の代表者および(B)の応募者へ文書で行う。

〔備考〕

1. 応募に際しては、所定の研究計画申請書用紙を使用のこと。(研究所受付にてお受け取り下さい。)
2. 嘱託研究員は、本学の教授、助教授、専任講師、助手、または学外の学識経験者をもってする。
3. 研究補助員は、本学の助手、大学院学生およびそれに準ずると認められたものより委嘱する。
4. 研究計画が採用された場合、あらためて予算書を提出する。また、研究期間終了時に決算書を提出する。
5. 研究期間終了時に研究概要を、その後3ヶ月以内に研究成果を、所長に報告する。
6. 研究費の補助金によって購入された設備備品は、研究所に帰属する。

研究所行事

真宗総合研究 研究会

- 6月以降の研究会は次の通りであった。
- 6月22日(火) 「大谷大学を語る」
 ——昭和初頭の大学騒動を中心に——
 本学名誉教授 藤島達朗氏
- 6月23日(水) 「大谷大学を語る」
 ——昭和初年頃の思い出——
 本学名誉教授 多屋頼俊氏
- 6月30日(水) 「大谷大学を語る」
 本学名誉教授 舟橋一哉氏
- 7月6日(火) 「近代真宗思想についての
 二・三の問題提起」
 大谷高校教諭 福島和人氏
- 7月8日(木) 「日本近代化過程における真宗教団」
 龍谷大学助教授 福島寛隆氏

海外仏教研究 研究会

- 6月以降の研究会は次の通りであった。
- 6月17日(木) 「アメリカ仏教研究の現状」
 ——私の個人的体験を通して——
 前客員研究員 ウィリアム・カーツ氏
- 7月19日(月) 「パークレイ大学とハワイ大学の
 仏教学について」
 研究補助員 ロバート・F・ローズ氏
- 9月21日(火) 「アメリカの仏教事情」
 ——大学と研究所——
 京都大学教授 梶山雄一氏

編集後記

今号には、『真総研』の研究会における福島寛隆先生の報告を掲載できた。先生にはお忙しい中、ご出講頂き、なお報告要旨をまとめて頂いたことを感謝申し上げます。

研究所では、資料収集の方策が検討され、実行の一步を踏み出している。特に、近代における教学を中心とした学事の展開の資料と、海外における仏教研究の現状を著作および論文によって、再度見直す作業から始められている。今後の研究に存分に役立つように、かつ永続的な収集を見直した方法をもってなされねばならず、今その手だてが、真宗学の博士課程を中心とした諸君により資料そのものを検討することによってさぐられている。

来年度の一般研究の募集の時期になった。日頃研讀されている諸先生方の研究が研究所で成就されると同時に、今後の研究への飛躍となることが望まれている。なお、応募要領は昨年の場合と、ほとんど変わっていない。

博覧館の完成にともない、個人研究室が充実した現在、研究所での研究作業の意義が、一層明らかになってきた。本格的な出発をして二年目になる来年度へ向けて、研究所がなお実質的な充実を計っていくことが望まれるであろう。(武田)

研究所報 第5号

1982年11月1日 発行

編集発行 大谷大学真宗総合研究所

603 京都市北区小山上総町